

## 「中小企業コロナウイルス対策支援事業補助金」 Q & A

### 「新しい生活様式」導入支援事業・広告宣伝活動支援事業 共通

Q どのような人が申請者となれますか？

A 補助金の交付を受けることができる人は町内に事業所を置く方です。

お客様への感染予防対策を前提としているため、「新しい生活様式導入支援事業」については、お客様と接する店舗や販売所、事業所などがあり、そこに導入する備品や改修工事などが対象となります。

Q 申請は何度でもできますか？

A 申請は1事業者1事業につき1回限りです。

「新しい生活様式様式導入支援事業」と「広告宣伝活動支援事業」をそれぞれ1度ずつ申請することができます。

Q 補助上限以内だったら何度でも申請できますか？

(例：「新しい生活様式導入支援事業」の補助上限額10万円のうち、5万円が交付されている。その後、新しく設備を導入した場合、残りの5万円について申請したら交付対象になるのか。)

A 申請は1回限りですので対象になりません。

すべての取組をまとめて1回で申請されるようお願いいたします。

Q 1度の申請で複数機器を購入したり、広告を何回出しても対象になりますか？

A 対象になります。

(例1)パーティション2台設置+空気清浄機1台導入+消毒液10本購入

(例2)チラシの作成・折込み×2回+広告掲載3回

など、自由に組み合わせて活用してください。

Q いつまでに申請すれば良いですか？

A 令和3年12月31日までに購入、実施したものが対象となります。

「新しい生活様式導入支援事業」はすべての物品の購入、「広告宣伝活動支援事業」はすべての広告活動の実施が済んでから、令和4年1月14日までに経済部商工課商工係に申請してください。

Q 複数店舗を経営していますが、店舗ごとに対象になりますか？

A 申請は1事業者につき1回限りです。

同一事業者が複数の店舗で実施したものをまとめて申請してください。

Q 令和3年4月1日以降に創業する予定ですが対象になりますか？

A 対象となります。ただし、対象となる条件を満たす必要があります。

Q これから補助対象になるものを購入予定ですが、事前に補助金をもらうことはできますか？

A 申請には、領収書や実績がわかる資料を添付いただくこととなりますので、購入前の補助金を交付することはできません。

Q 補助対象のものについてインターネット通信販売で購入したいのですが大丈夫ですか？

A インターネットを利用して購入したものは補助対象外です。

本事業に係る備品などや工事発注については、地域経済の回復のため、町内の事業者をご利用ください。

Q 補助対象となるかわからないのですが…。

A ご不明な点がありましたら商工課商工係(23-3129)までご相談ください。

Q 補助額の計算の基礎となる経費は税込みか税抜きか？

A 消費税込みの経費が対象になります。

Q 補助金は1円単位で交付されますか？

A 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

### 「新しい生活習慣導入支援事業」について

Q 新しい生活様式とはなんですか？

A 北海道から示されたもので新型コロナウイルス感染症を想定した、飛沫感染や接触感染、近距離の会話等の対策を取り入れた生活様式のことです。

Q 補助の上限額について詳しく教えてください。

A 事業にかかる経費のうち、1/2を町が補助し1/2が自己負担になります。

(例)事業に係る経費が10万円だった。

⇒ 補助率1/2で計算すると5万円が町の補助になり、5万円が自己負担になります。

(例)事業に係る経費が15万円だった。

⇒ 1/2で計算すると町の補助は上限の5万円となり、10万円が自己負担になります。

Q 既に購入したものについて対象になりますか？

A 令和3年4月1日以降に購入したもののから対象になります。  
ただし、購入した商品の領収書が必要となります。

Q 機器をリースした場合は対象になりますか？

A リースのような賃貸借契約の場合は対象外になります。

Q 消毒液などをまとめて購入したいのですが、どれ位の量が対象になりますか？

A おおむね購入後1年以内に使用可能な量を対象とします。

Q 自宅の居住部分の一部で事業を行っている場合は対象になりますか？

A 自宅等居住部分の一部が実際にお客様と接して営業している場所であれば対象になります。一人で作業している事業所や、明らかに個人的な使用とみなされるものは対象外です。写真や現地確認を行い判断させていただきます。

Q 出張サービスを行っているので店舗がありません。対象になりますか？

A 新型コロナウイルス感染症対策として、お客様との接触がある場合に感染防止を図ることを前提としているため、空気清浄機等は対象になりません。ただし、お客様と接する際に必要なマスクなどの衛生用品は対象になります。

Q 当別町以外での支店等で設備を導入した場合は対象になりますか？

A 町内での感染防止を図ることを目的としているため、町外の支店等は対象になりません。

#### 「広告宣伝活動支援事業」について

Q どのような広告が対象となるのですか？

A 店舗の情報、販売セールやイベント開催告知など、店舗PRを目的としたものであればすべて対象です。

Q すでに実施したものについては対象になりますか？

A 令和3年4月1日以降に行ったものが対象になります。

Q 対象外となる経費はどのようなものですか？

A パソコンやプリンターなどの備品や人件費は対象外です。  
ただし、ホームページ作成に必要なソフトや自分でチラシを作製するために必要なインク、用紙などの消耗品は補助の対象となります。

Q 補助上限額の5万円に満たない場合はどうなりますか？

A 経費の3/4が補助されます。

(例1)事業に係った経費が60,000円だった。

⇒ 3/4の45,000円を町が補助し、1/4の15,000円が自己負担になります。

(例2)事業に係った経費が9万円だった。

⇒ 補助率3/4で計算すると67,500円になります。  
上限額が50,000円なので、町が50,000円補助し、差額の40,000円が自己負担になります。

Q スタッフ募集の広告は対象になりますか？

A この補助金は販売促進を目的としたものであり対象外となります。ただし、同じ広告の中に店舗PRの割合が全体の50%以上であれば対象になります。

その他、ご不明な点がございましたら担当までご連絡ください。

当別町経済部商工課商工係

電 話：0133-23-3129(直通)

F A X：0133-23-3206

Mail：shoko@town.tobetsu.hokkaido.jp